

概要（ご相談者様向け）

令和元年度林野庁補助事業「中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材
利用促進・定着事業のうち企画から設計に至る段階への技術的支援」

CLT企画・設計支援



令和元年8月26日 版
一般社団法人日本CLT協会

背景と目的

CLT(直交集成板)は大版の木質面材料で、2014年にJASにより材料規格が定められ、2016年に建築基準法に基づく一般的な設計法等の関連告示が整備されました。

しかしいざ設計となると、これまでにあった構造や工法とは異なる部分も多く、また設計や施工の経験者も少ないため、行き詰っている方がいらっしゃるのではないのでしょうか？

本事業では、昨年に引き続き、そのような方の声にお応えし、基本計画や設計実務などに関するお悩み解決をサポートし、



- ①CLTを活用した建築物を増やす
- ②設計者・施工者などを増やす
- ③疑問点を集めて分析する

ことで、CLTを活用した建築物の普及に寄与すること目的としています。

* 本事業は令和元年度林野庁補助事業「中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業のうち企画から設計に至る段階への技術的支援」により実施します。

支援概要

CLTを活用した建築物のご計画でお困りのことがあればご連絡ください。

メール・電話等でご質問にお応えする他、必要に応じて専門家とご訪問し、お話を伺いいたします。

ご相談分類

主に**お施主様**

企画段階からの専門家業務支援

- ・相談者と共に
CLT化の方法をまとめる支援

【具体例】：CLT活用方法

- ・活用方針
- ・予算・工期
- ・設計者選定

取り組みを進めることで
発生する課題
を解決

主に**設計者様**

設計段階の専門家派遣支援

- ・各段階の課題について
情報提供・支援

【具体例】：CLT設計素案

- ・平面計画
- ・接合部設計
- ・混構造設計
- ・構造計算
- ・防耐火設計
- ・断熱設計

支援対象

対象物件

1. CLTパネルを構造要素や木質化に用いる計画のあるもの（戸建て専用住宅を除く）
2. 具体的な建築物として数年以内に実現する計画のあるもの

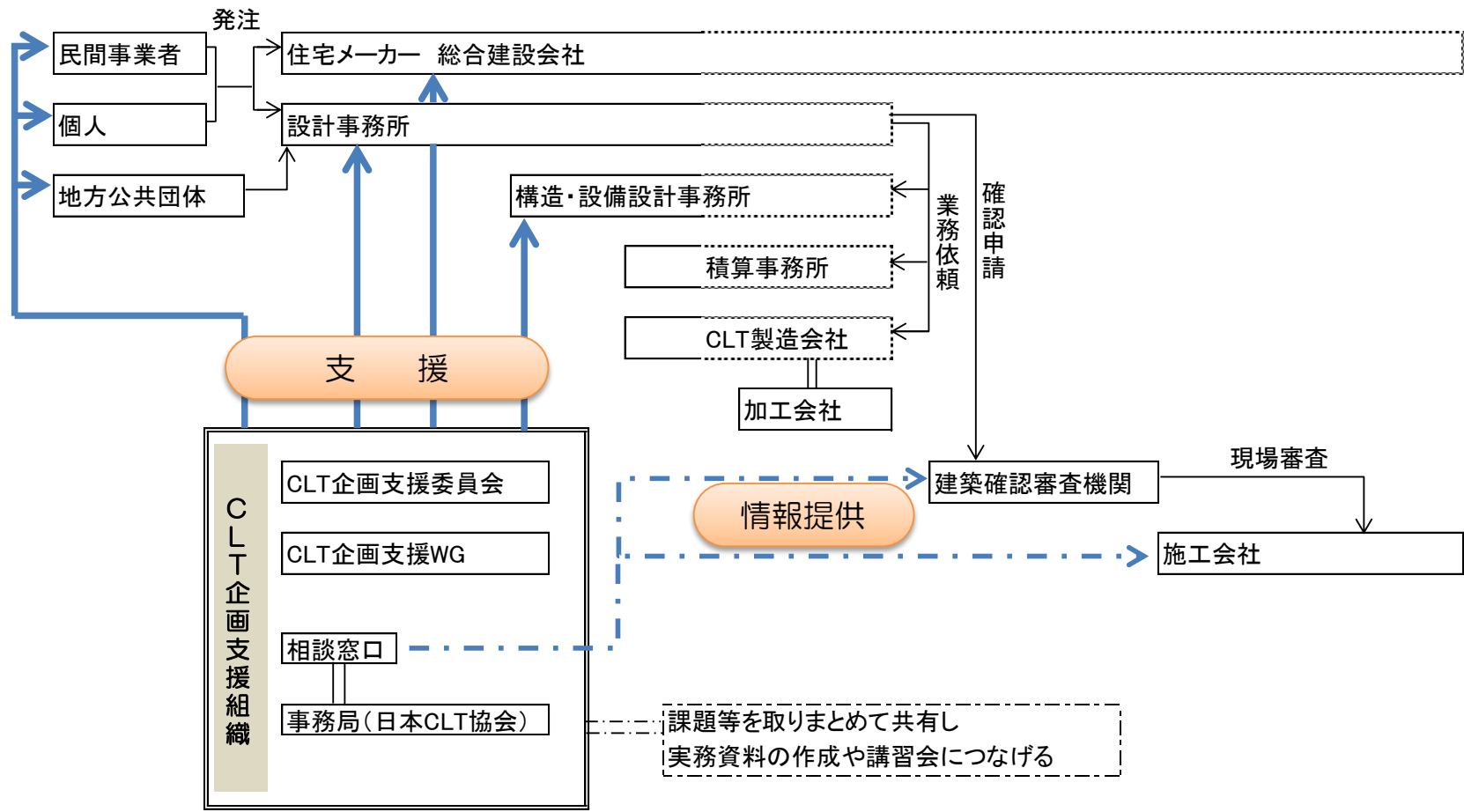
対象者

- ・お施主様となる、法人・個人事業主・地方公共団体など
- ・CLTを活用した建築物の設計を請け負われた、もしくはご提案予定の設計者様など

事業プロセスと支援イメージ

●CLTを用いた建築物の企画から竣工までの流れ

事業企画 → 基本計画 → 基本設計 → 実施設計 → 建築確認等 → 工事入札 → 工事 → 竣工



支援例 1

お施主様からの相談①：既存事務所(商工会議所)の建て替え

支援内容：現地にてヒアリング、基本要件等の整理、CLT利用のイメージ説明



〈要件整理の例〉

お施主様からの相談②：設計者の選定

設計者をプロポーザルで選定するに当たり、要項作成等に協力

支援例 2

設計者様からの相談：基本構想に対するアドバイス

《主に構造面について》

- CLTの特徴、関連告示の説明
- 計画中の基本構想に対して、CLTをどのように使うか
- 他工法で計画したプランでCLTが使えるか
- 計画中のプランでの壁量の当たり
- 敷地条件(搬入経路等)に合わせたパネルサイズの設定
- 地域に合わせた防腐・防蟻対策
- CLTを現して用いる場合の注意点

など

ご相談窓口(お問合せ先)

一般社団法人日本CLT協会

専用TEL : 03-5825-4155

専用MAIL: clt-shien@clta.jp

H P : <http://clta.jp/>

●所在地

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-15-5 VORT東日本橋2階

設計支援受付期間

第1期:2019年10月31日(木)まで

第2期:2019年12月31日(火)まで

* 上記期間後もお相談は随時受け付けております。

支援にあたっての注意

- 支援の実施や支援内容は、CLT企画支援委員会またはCLT企画支援WGにて協議させていただきます。
- 各案件ごとにご担当いただく専門家はCLTを用いた建築の経験者や各分野の専門の方です。基本的に上述の委員会およびWGで協議した上で、適切な方にご担当いただきます。
- 他の助成事業等に応募している(予定、採択を含む)場合は、その事業名と対象範囲をお知らせください。
- 支援事業では、実物件の情報(建設コストや工期・図面など)を収集・分析し、今後の実務に役立つ設計支援ツールなどの作成に使わせていただきたいと考えております。調査項目等はあらかじめご相談いたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。
- 取得した個人情報、支援申請に係る事務処理に利用するほか、事後のアンケート調査等、国の施策に必要な場合において利用することがあります。また同一の提案に対し、国等から他の助成金を受けていないかを調査する為に利用することがあります。
- 次に記載するものは、本支援の対象外とさせていただきます。
 - 設計などの業務の代行
 - 営利目的のシステム開発や販促資料へのアドバイス
 - 建築物の主要用途が専用住宅のもの
 - 反社会勢力と関係するもの
 - その他上述の委員会およびWGにて適切でないと判断したもの など